

医療データ取得・解析・活用之际 個人情報保護の観点から注意すべき点

弁護士 水町雅子

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<http://www.miyauchi-law.com>

メール→osg@miyauchi-law.com

◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業

◆ 現、みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(法科大学院)修了

◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録

◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案(特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案)に従事

◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務(特にガイドライン、特定情報保護評価)に従事

◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

◆ 宮内・水町IT法律事務所(旧、五番町法律事務所)共同設立、現在にいたる

その他、東京都港区・東京都杉並区・茨城県つくば市の情報公開・個人情報保護審査会委員、東京都都政改革アドバイザー会議委員等を務める。

元SE(言語はPHP, Java, Perl, VB等)として、ITと法律の融合を目指す。

IT案件・情報案件(個人情報、医療データ、マイナンバー、不正競争防止法等)を中心に扱う。



患者から見れば、
病院・医師に託したはず
の自分の個人情報

自分の病歴等を他人に
知られてしまうのは嫌

自分の医療情報は
漏えいしないのか
安全なのか

自分の医療情報が
ビジネス活用されて
しまうのは嫌

コンプライアンス！



医療データの 解析・活用

医療データは
重要な個人情報



国民の健康・QOL向上

より良い医療の実現

医学研究の発展

病気になる前に予防

科学的根拠のある
介護サービス

災害・事故時等にも
確かな医療の提供

医療のICT化

医療データに関する主な規制等

個人情報保護法制(個人情報保護条例等含む)

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

遺伝子治療等臨床研究に関する指針

医療ビッグデータ法(次世代医療基盤法)

民法(不法行為等)

個人情報保護をめぐる法令等のポイント

個人情報の重要性を認識し、プライバシー権を侵害しないように

- 下記の通り個人情報保護法制が適用されない場合もある
- しかし、患者の個人情報保護への期待を十分認識する必要がある
- 個人情報保護法制が適用されなくても、個人情報の悪用・漏えい等が起これば、民法等によって損害賠償義務を負う

個人情報保護法制のうち、どの法令が適用されるか確認する(次ページ参照)

- 民間病院・民間薬局・社保保険者等 → 個人情報保護法
- 国立病院等 → 独立行政法人等個人情報保護法
- 公立病院、市町村国保等 → 個人情報保護条例

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にも留意する

- 医学系研究には同倫理指針が適用。研究対象者の福利、人間の尊厳及び人権保障のためのもの
その一環として、試料・情報の取得・提供・利用に一定の手續(インフォームド・コンセント等)を求める

次世代医療基盤法に基づく大臣認定事業者を活用すると、手續が簡単に

- ただし、本資料執筆時点では、大臣認定事業者がまだ認定されていない

個人情報保護法制のうち、どの法令が適用されるか

★個人情報保護法

- 同法の具体的な規制(第4章)は、民間事業者に適用されるもの。
私立医療機関、株式会社、社団法人、財団法人、健保(協会けんぽ含む)、社会保険診療報酬支払基金、国保中央会等に適用。
- もっとも個人情報保護法制全体の基本法であるため、民間事業者以外の行政機関、独法、自治体等にも適用にはなるが、具体的な義務が規定されている部分は第4章であり、かかる第4章が民間事業者に適用されることから、実質的には民間事業者向けの義務を定めた法律と捉えることができる。

★個人情報保護条例

- 公立病院、市町村国保、後期高齢者医療広域連合、公立学校健診情報等に対して適用
- 個人情報保護条例は自治体によって異なる
- 例) 兵庫県立大学→兵庫県個人情報保護条例、 姫路市国保→姫路市個人情報保護条例、兵庫県後期高齢→同条例

★独立行政法人等個人情報保護法

- 国立大学病院(例、東大病院)、国立病院機構(例、東京医療センター、久里浜医療センター、函館病院、相模原病院、新潟病院)、国立研究開発法人(例、国立成育医療研究センター、国立がん研究センター)等に対して適用

★次世代医療基盤法(医療ビッグデータ法)

- 医療機関、大臣認定事業者、匿名加工医療情報の提供を受けて利活用する者に対して適用

医療データを取得する際のポイント

研究か？

- 大学その他の学術研究機関による学術研究か
- 大学等との共同研究の場合、要件を満たすか
- 人を対象とする医学系研究か

情報の 加工度合

- 取得情報は統計情報か
- 取得情報は正しく匿名加工されているか
- 取得情報は上記以外か

情報の 取得元

- 民間等個人情報保護法適用対象からの取得か
- 公的機関等からの取得か

医療データを取得する際のルール

1) 研究か？

◆ 大学その他の学術研究機関による学術研究か

- 「大学をはじめとする学術研究機関、学術研究団体、それらに属する者」による「学術研究」の場合、個人情報保護法の義務の適用除外となる（個人情報保護法76条1項3号）
- 「研究です」と言い張ればいいものではなく、「大学をはじめとする学術研究機関、学術研究団体、それらに属する者」が学術研究を行う場合のみ、適用除外となる。
- もっとも、独立行政法人等個人情報保護法や個人情報保護条例の場合、学術研究だからといって、一律に、適用除外となるわけではない点に要注意！

医療データを取得する際のルール

1) 研究か？

◆ 大学等との共同研究の場合、要件を満たすか

- 私立大学、研究所、学会(学会に所属する医師等も含む。)等に限らず、**1つの主体とみなすことができる共同研究**が学術研究のためであれば、個人情報保護法の義務の規定除外となる

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&AのQ8-4

◆ 人を対象とする医学系研究か

- これに該当する場合、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の適用を受ける
- 個人情報保護法制が適用除外となる場合であっても、倫理指針の適用となる
- 個人情報保護法制が適用となる場合であっても、倫理指針も適用となる

- これに該当するかは、同ガイダンス参照
人(試料・情報を含む)を対象として、傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。)及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。

医療データを取得する際のルール

2) 情報の加工度合

◆ 取得情報は統計情報か

- 統計情報は個人情報ではないため、個人情報保護法制の義務の適用除外となる
- 倫理指針も、統計情報の取得については特段の手続を置いていない？

◆ 取得情報は正しく匿名加工されているか

- 情報を提供する側の法律が個人情報保護法の場合、同法及び同ガイドラインに則った加工がなされた**匿名加工情報**であり、かつ同法上の匿名加工情報に関する手続がなされているか
- 情報を提供する側の法律が独立行政法人等個人情報保護法や一部の個人情報保護条例の場合、法令に則った加工がなされた**非識別加工情報**であり、かつ法令上の手続がなされているか
- 非識別加工情報に対応していない個人情報保護条例の場合は、個人情報ではないといえるか
- 上記の通り正しく匿名加工されている場合は、個人情報保護法制の義務が緩和ないし適用されない。倫理指針上の手続も緩和される。

医療データを取得する際のルール

3) 情報の取得元

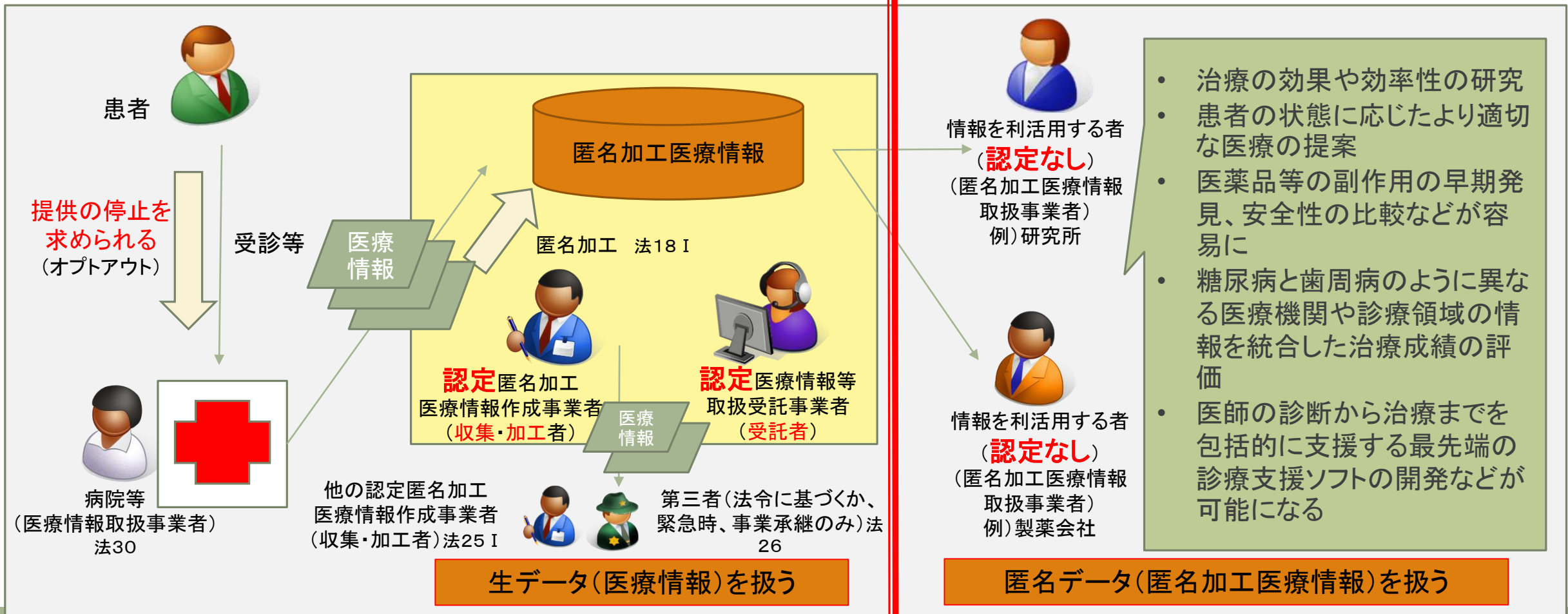
- ◆ 情報の取得元によって、
情報の取得元に適用される個人情報保護法制が異なる
 - 前の方の頁を参照し、情報の取得元にはどの法令が適用となるか確認する

- ◆ 自分自身は、どの個人情報保護法制の対象か
 - 前の方の頁を参照し、自分自身にはどの法令が適用となるか確認する

医療データを取得する際のルール もっとも簡単な例(次世代医療基盤法)

- ◆ 民間企業による研究で、大臣認定事業者から匿名加工医療情報を取得
 - 次世代医療基盤法が適用となり、大学と民間企業は、ごくごく簡単な手順が良い
 - ややこしいが次世代医療基盤法の場合は、学術研究機関が一緒でなくても、ごくごく簡単な手順で取得できる
 - もっとも、本資料執筆時点では次世代医療基盤法に基づく大臣認定事業者が存在していないので、まだ使えない

次世代医療基盤法の全体イメージ



医療データを取得する際のルール 簡単な例(私立学術研究+匿名加工情報)

- ◆ 私立大学と民間企業による共同研究で、民間企業の持つ匿名加工情報を取得
 - 簡単な手順が良い
 - 取得する側がやること
 - → 匿名加工情報であることや下記提供側の手順が履践されたことの確認と、取得記録の保存
 - 提供する側がやること
 - → 個人情報保護法に基づく匿名加工情報の手順が原則必要(やらなくても大臣権限は発動されない※)
(正しい加工、匿名加工情報である旨の明示、匿名加工情報作成・提供の公表)
 - → 倫理指針上、情報取得の手続としては、提供記録を保存した上で、機関の長が把握できるようにする
 - 学術研究機関との共同研究のため、取得側は個人情報保護法の適用除外
(但し、大学が国立大学・公立大学の場合、適用除外とはならない)
 - ※提供側にとってすれば原則個人情報保護法上の対応が必要となる。私立大学が提供先の場合匿名加工情報の個人情報保護法上の手続を行わなくとも対応しなくとも、大臣権限は発動されない(43条2項)
 - 倫理指針上の情報取得の手続も簡素

医療データを取得する際のルール 簡単な例(公立学術研究+匿名加工情報)

- ◆ **公立大学による研究**で、民間企業の持つ**匿名加工情報**を取得
 - 簡単な手順が良い
 - 取得する側がやること
 - → 匿名加工情報であることや下記提供側の手順が履践されたことの確認と、取得記録の保存
 - 提供する側がやること
 - → 個人情報保護法に基づく匿名加工情報の手順が必要
(正しい加工、匿名加工情報である旨の明示、匿名加工情報作成・提供の公表)
 - → 倫理指針上、情報取得の手続としては、提供記録を保存した上で、機関の長が把握できるようにする
 - 学術研究機関の研究だが、取得側は個人情報保護条例の適用
 - ※提供側にとってすれば原則個人情報保護法上の対応が必要となる。私立大学が提供先の場合匿名加工情報の個人情報保護法上の手続を行わなくとも対応しなくとも、大臣権限は発動されない(43条2項)が、公立大学の場合は、対応が必要か。
 - 倫理指針上の情報取得の手続は簡素

医療データを取得する際のルール 典型的な例(私立学術研究+個人情報のまま)

◆ 私立大学と民間企業による共同研究で、共同研究機関である民間企業の持つ個人情報を取得

- 取得する側がやること
 - → 下記提供側の手続が履践されたことの確認
 - → 取得記録の保存
 - → 患者等がオプトアウトできるよう通知又は公開
 - → 患者等がオプトアウトしたら、やめる
- 提供する側がやること
 - → 倫理審査委員会への付議
 - → 機関の長の許可
 - → 提供記録の保存
 - → 倫理指針第12の4①から⑥までの内容を患者等に通知又は公開
 - → 患者等がオプトアウトしたら、やめる
- 学術研究機関との共同研究のため、取得側は個人情報保護法の適用除外
(但し、大学が国立大学・公立大学の場合、適用除外とはならない)
- 取得元が共同研究先ではない場合は、提供側にとってすれば原則個人情報保護法上の対応が必要となるが、医療情報は要配慮個人情報のため、オプトアウトは不可。もっとも、23条対応しなくとも、大臣権限は発動されない(43条2項)。
- 倫理指針上の情報取得の手続のバリエーションが多いが、オプトアウトで対応した場合の例(第12の1(3)イ)

医療データを取得する際のルール 典型的な例(公立学術研究+個人情報のまま)

◆ 公立大学による研究で、民間企業の持つ個人情報を取得

- 取得する側がやること
 - → 本人外収集ルールに則る(公立大学の場合、審議会諮問が必要な場合も(例、兵庫県条例6条3項7号・5項))
 - → その他、条例で収集ルールが他にあれば、それを履践
 - → 下記提供側の手続が履践されたことの確認 → 取得記録の保存
 - → 患者等がオプトアウトできるよう通知又は公開 → 患者等がオプトアウトしたら、やめる
- 提供する側がやること
 - → 倫理審査委員会への付議 → 機関の長の許可
 - → 提供記録の保存 → 患者等がオプトアウトしたら、やめる
 - → 倫理指針第12の4①から⑥までの内容を患者等に通知又は公開
 - → 個人情報保護法上の共同利用等の手続
- 学術研究機関の研究だが、取得側は個人情報保護条例の適用(上記はあくまで兵庫県条例の例で、他の条例や独立行政法人等個人情報保護法では、ルールが異なり、やることも異なる場合がある)
- また公立病院と共同研究する民間企業がいたとして、その民間企業に、個人情報保護法の義務が適用されないかどうかは不明(委員会Q&Aの射程外)
- 倫理指針上の情報取得の手続のバリエーションが多いが、オプトアウトで対応した場合の例(第12の1(3)イ)

本人外収集ルールの例

兵庫県個人情報保護条例

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

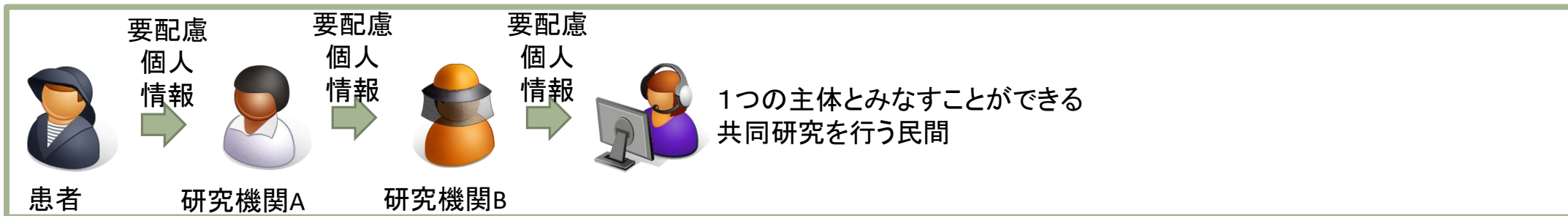
(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 次条第2項本文の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(7) 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

民間共同研究者間の情報提供の例

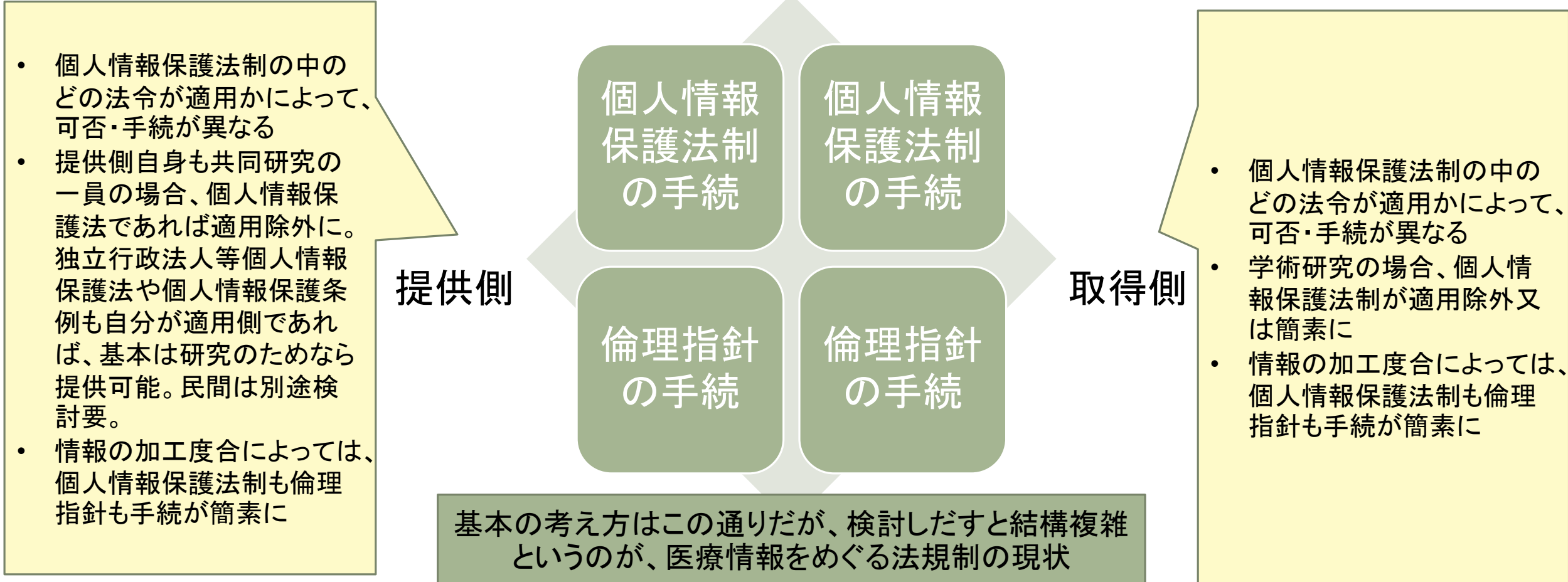


- 純粋な学術研究の目的で、検査結果ほかのカルテ情報を提供する場合（氏名等を削除しただけの加工） *個人情報ではある
 - 元々、研究機関Aにおいて別の研究のために患者の同意を得て取得していた情報を、今般、研究機関A・研究機関B・民間で共同研究に利用する
- 個人情報保護法は適用除外 ※なお、患者→研究機関Aにあつては、患者は個人情報取扱事業者ではない
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針上、以下が必要（第12の1(2)(3)(4)） ※当然ICも可

研究機関A	研究機関B	民間
	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供元の手続確認<small>(第12の1(4))</small> 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 倫理審査委員会への付議・機関の長の許可<small>(第12の1(3))</small> ● 体制・規程整備<small>(第12の1(3))</small> 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 別の研究への同意と新研究との間に相当の関連性があると合理的に認められること<small>(第12の1(2))</small> ● 提供記録<small>(第12の1(3)(4))</small> ● 利用目的・利用方法等の一定事項を通知または公開すること<small>(第12の1(2)(3)(4))</small> ● 拒否機会の保障<small>(第12の1(3)(4))</small> 		

このように
意外と多くの
手続が必要

結構複雑な医療情報をめぐる法規制...



医療データを解析等する際のルール

目的内利用か？

- 自身に適用される法制を確認
- 基本的に、どの法制でも目的内利用は認めている
- 自組織が既に公表している利用目的の範囲内かどうかは鍵
- 利用目的の変更という手段もあることはある

目的外利用として可能か？

- 目的内利用ではない場合の処理となる
- 取得した情報を利用するルールは、目的外利用規制として書かれている
- 自組織に適用となる法制上、許される目的外利用か

医療データを解析する際のルール

1) 目的内利用か？

◆ 目的内利用とは何か

- 個人情報はいくらでも使いまわすことは許されないというルール＝目的外利用規制
- 最初に決めた目的にしか使えないのが原則
- 最初に決めた目的とは、自組織が公表するプライバシーポリシーや個人情報事務取扱簿等に記載されている

2. 個人情報の利用目的について

1. 本学が取得した個人情報は、お問合せに対するご回答、資料の送付作業及び各種公開講座の受講手続き等に利用しています。

個人情報取扱事務の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 固有
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録	兵庫県立大学 兵庫県立大学: 事務局 (担当係:)	
	保有	兵庫県立大学	
個人情報取扱事務の名称		教員の研究調査事務	
個人情報を収集する目的		教育研究に必要な情報を収集するため	

兵庫 県立大学様の例

<https://www.u-hyogo.ac.jp/privacy/index.html>

パーソナルデータの利用目的

Yahoo! JAPANは、以下のことを行うためパーソナルデータを利用させていただきます。



- 1 お客様に適したサービス等をご提供するため
- 2 お客様からのお問い合わせに対応するため
- 3 商品の配送、代金請求、ポイント付与等をするため
- 4 お客様にサービス等に関するお知らせをするため
- 5 サービス等を安全にご提供するため
- 6 サービス等の改善および新たなサービス等を検討するため
- 7 サービス等のご利用状況等を調査、分析するため

Yahoo!様の例

<https://privacy.yahoo.co.jp/>

医療データを解析する際のルール

2) 目的外利用として可能か？

◆ 目的外利用とは何か

- 個人情報をいくらでも使いまわすことは許されないというルール＝目的外利用規制
- しかし、最初に決めた目的以外であっても、必要・適切な場合は、法令上、使いまわしを認めている（本人にしても、同じ組織から何度も同じことを聞かれるのは迷惑、公益上必要な場合もある等）
- 目的外利用が認められる場合は、法令によって異なるが、概ね次のようなイメージ
 - 本人の同意がある場合
 - 法令に基づく場合（令状によって裁判所・警察に提出するための準備をする等）
 - 人の生命・身体の保護に必要があつて、本人同意を得ることが難しい場合

医療データを解析する際のルール

2) 目的外利用として可能か？

◆ 目的外利用規制

- 個人情報保護法
(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

医療データを解析する際のルール

2) 目的外利用として可能か？

◆ 目的外利用規制

- 独立行政法人等個人情報保護法
(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

医療データを解析する際のルール

2) 目的外利用として可能か？

◆ 目的外利用規制

姫路市個人情報保護条例
(利用又は提供の制限)

第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項第3号から第6号までの規定により、目的外利用等をしたときは規則で定める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

医療データを解析する際のルール

2) 目的外利用として可能か？

◆ 目的外利用規制

- 兵庫県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報の収集の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報の収集の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供するとき。
- (5) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

参考資料

自治体におけるプライバシーと情報管理～一般的な個人情報保護条例の理解～

- [水町作成資料 http://www.miyauchi-law.com/f/180123jichitai_hogo.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/180123jichitai_hogo.pdf)
- 自治体向けデータ利活用の手引き 水町作成資料http://www.miyauchi-law.com/f/180713jichitai_datarikatsuyou.pdf

医療機関における改正個人情報保護法の実務対応

水町作成資料 http://www.miyauchi-law.com/f/170828iryokikan_ppi.pdf

次世代医療基盤法

- 水町作成資料 <http://www.miyauchi-law.com/f/170828iryobigdata.pdf>

非識別加工情報

- [水町作成資料 http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf)

[私立大学と公立大学の研究での法制差異の問題 https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/09/27/100801](https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/09/27/100801)

国のIT・データ活用戦略と法律トレンド

水町作成資料 http://www.miyauchi-law.com/f/190320data_and_IT_gov_strategy.pdf

マイナンバー課題 水町作成資料 http://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber_kadai.pdf

PIA

- 日経XTECH <https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2018/11/30/111317>
- 水町作成資料 <http://www.miyauchi-law.com/f/180628PIAhimeji.pdf>

THANK YOU

個人情報、医療情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法(次世代医療基盤法)のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → osg@miyauchi-law.com